

《 83期 年間重点事項 》

1. 2024年度 全社安全衛生目標

- ※目標値
- ・度数率 0.40 以下
 - ・強度率 0.02 以下

2. 重点方針

- (1) 墜転落災害・飛来落下災害と重機（クレーン・車輛系）災害の根絶
- (2) 高温下での作業に伴う災害防止
- (3) リスクアセスメントの確実な実践と、外国人労働者への教育強化
- (4) 健康及びメンタルヘルスに配慮した安全な職場環境の形成

3. 重点施策

(1) 墜転落災害・飛来落下災害と重機（クレーン・車輛系）災害の根絶

- ① 『開口部ゼロ』対策の実践と指差呼称、音声標識等の標準設置による注意喚起の強化（落下防止設備の先行設置と維持管理の強化）
- ② 玉掛け作業時の『3・3・3運動』の定着及び吊荷直下の立入禁止の徹底
- ③ 重機区画と誘導者配置の徹底、作業計画に基づく安全対策の確実な実施

(2) 高温下での作業に伴う災害防止

- ① 健康KYによる健康状態の把握と適正配置の実施（空調服着用・体調不良時の報告徹底）
- ② WBGTに応じた休憩と水分・塩分補給の摂取（熱中症対策の環境整備）
- ③ 声掛けにより注意力低下に伴う事故・災害の防止
- ④ 救急車手配に至らないよう、早期に作業をやめさせる。

(3) リスクアセスメントの確実な実践と、外国人労働者への教育強化

- ① 安全基本3行動『ひと声かけ、現地KY、ひとりKY』実践の定着
- ② 適切な指揮系統（安全衛生責任者・作業主任者・外国人指導員等）による安全管理の強化
- ③ 外国人労働者の適正配置、作業中の指導及び作業確認の強化
- ④ 化学物質リスクアセスメントの徹底

(4) 健康及びメンタルヘルスに配慮した安全な職場環境の形成

- ① 残業時間抑制（4週8休）による心身の健康確保
- ② 「健康経営宣言」に基づく快適な職場環境への環境整備（分煙・女性用トイレの設置等）
- ③ 高齢作業員の適正配置と作業内容の確認
- ④ 法令違反の防止（法令順守の指導・「万が一の場合」の報告の徹底）

《年間スローガン》

安全：危険は 慣れと 油断と 気のゆるみ 抜くな点検！ 省くな手順！

環境：分ける知識と ひと手間で 資源増やして ごみ削減
ゼロエミ目指して 次世代へ

1 2月) 持ち込み機械災害の防止、年末・年始労働災害防止強調期間

- ①協力会社が作業所に持ち込む機械については、協力会社作業所提出書類で申告させ異常がないことを確認し、持ち込み許可証を発行する。
- ②免許・技能講習・特別講習等の有資格者による機械等の運転は、事前に運転者・使用者の資格を確認する。(作業所提出書類の有資格者名簿1, 2参照)
- ③エンジン式草刈機、丸のこ、エンジンカッター、サンダー等の取扱いをする作業は、各安全教育受講者に使用させる。また、エンジン式草刈機については、『安全装置の装備された機械』(手を離せば回転が停止する装置)を使用させる。
- ④始業前点検を必ず励行させる。
- ⑤作業中は、特に回転している部分に注意させる。
- ⑥使用する機械の特性に合わせた保護具を着用させる。
- ⑦機械を作動させたまま持ち場を離れないよう指導する。
- ⑧機械の異常を発見した場合は、作業を中止して点検・整備、または交換させるよう指導する。
- ⑨丸ノコ等の回転部分に刃物を有している機械を使用する際は、手袋を使用させない。
(安衛則第111条)
- ⑩ディスクグラインダは用途以外の刃物(丸のこ刃、チップソーなど)は装着させない。また、ホイールカバーは必ず取付けて使用する
- ⑪電動工具を使用する場合は、その電源コードが他の作業員が通行する場所に這わせないよう指導する。また、(コードリールは線を延ばして使用する。タコ足配線の禁止)
- ⑫電動工具類の絶縁抵抗測定、破損、損傷等の定期確認の実施。
- ⑬無理な作業姿勢で電動工具類の使用はしない。
 - ・脚立の単独使用、設置の向き、可搬式作業台の設置等に注意する。
 - ・ドリル等回転工具類は片手で操作しない。
- ⑭年末年始労働災害防止強調期間の行事を、計画し実施する。
 - ・経営トップ、拠点長による安全衛生パトロールの実施
 - ・安全衛生協議会、安全衛生大会の開催
 - ・作業所内安全設備、福利設備等の点検是正による作業環境の改善
 - ・工程輻輳による災害防止のため連絡調整を徹底する
 - ・安全衛生教育の実施等

⑮咳・エチケット対策の実施

- ・手洗い、うがいの励行とマスクの使用等による風邪予防